

第3次岩手県子どもの読書活動推進計画

平成26年6月

岩手県教育委員会

目次

序

1 計画改訂の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	2
4 計画の構成	2

I 総論

第1章 子どもの読書活動の意義と本県の現状

1 子どもの読書活動の意義	3
2 国の子どもの読書活動推進への取組	4
3 「岩手県子どもの読書活動推進計画」	6
4 本県の現状～指標の動向から～	7

第2章 子どもの読書活動の推進における基本的な考え方

1 子どもが本に親しむ環境づくり	12
2 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進	12
3 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進	13
4 取組の重点	13

II 各論

第1章 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

1 家庭における読書活動の推進	16
2 地域における読書活動の推進	18
3 学校等における読書活動の推進	21

第2章 読書活動推進のための施設・設備・図書館資料等の諸条件の整備・充実

1 公立図書館の整備・充実	25
2 学校図書館の整備・充実	28

第3章 関係機関等との連携協力及び推進体制の整備・充実

1 関係機関等との連携協力	31
2 推進体制の整備・充実	32
3 連携・協力による子どもの読書活動の普及・奨励	33

序

1 計画改訂の趣旨

国においては、子どもの読書活動の取組を推進するため、平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、翌年 8 月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。その後、平成 20 年 3 月策定の第 2 次計画を経て、平成 25 年 5 月に、これまでの計画推進の成果と課題を明らかにするとともに、それらを踏まえた新しい計画を策定しました。

本県においても、平成 16 年 3 月に「岩手県子どもの読書活動推進計画」、平成 21 年 6 月に第 2 次計画を策定し、「子どもが本に親しむ環境づくり」「家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進」「子どもの読書活動に関する普及・奨励と社会参加活動の促進」の 3 つの基本的な考え方のもと、取組を進めてきました。その結果、家庭、学校、地域社会、公立図書館等のそれぞれにおいて子どもの読書活動推進が活性化してきたところであり、読書に親しむ子どもたちの割合も増加傾向にあります。

しかしながら、それらの取組は、まだ、それぞれの領域で取組が完結してしまう傾向や、年齢が上がるにつれ読書者の割合が減少する等の課題が残されています。また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波を経験した本県においては、改めて県全体の現状を見つめ直したうえで、その復興・発展を支える人材育成を継続的に図っていく観点からも、子どもの読書活動の充実が一層求められているところです。

子どもの読書活動の推進は、本県が進める、知・徳・体のバランスのとれた教育の推進のうち、「知」及び「徳」の教育を支える重点施策の一つです。本計画改訂の趣旨は、「子どもの読書活動の推進」という共通の目的に向けたそれぞれの立場における取組について改めて整理し、長期的な施策の総合的かつ計画的な推進を図ろうとするものです。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、「いわて県民計画」の理念を踏まえ、本県の子どもたち（乳幼児・児童・生徒等、概ね 18 歳までを目途とする）が読書活動に魅力を感じ、主体的に取り組むことができる環境づくりを進めるための総合的かつ計画的な施策の方向性を明らかにするためのものです
- (2) 本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成 25 年 5 月閣議決定）及び従前からの「岩手県子どもの読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえて策定するものであり、家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進に当たっての県の方針等を定めたものです。
- (3) 県民のみなさんには、この計画の示す方向性や施策についての理解と協力を期待するとともに、積極的な参画を願うものです。

また、市町村及び市町村教育委員会については、県及び県教育委員会との連携・協力を図りながら、一体的な施策の推進を期待するものです。

3 計画の期間

平成 26 年度（2014 年度）を初年度とし、当面は、概ね平成 30 年度（2018 年度）までの 5 か年計画とします。ただし、国の計画の動向等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

4 計画の構成

- (1) 総論では、第 1 章において子どもの読書活動の意義と本県の現状をまとめ、それを踏まえた第 2 章において子どもの読書活動の推進における基本的な考え方を記述しました。
- (2) 各論では、総論の基本的な考え方を受け、子どもの読書活動推進に向けた、家庭、地域、学校等における取組状況やこれからの方向性をまとめるとともに、そのための条件整備等について記述しました。

I 総論

第1章 子どもの読書活動の意義と本県の現状

1 子どもの読書活動の意義

今日、テレビや携帯電話、インターネット等のさまざまな情報メディアの発達や普及、子どもの生活環境の変化等により、子どもの「読書離れ」が指摘されています。

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」平成13年12月）であり、今までに出会わなかったさまざまな新しい世界とめぐり会うことにより、新たな自分をかたちづくる営みといえます。

子ども一人一人が、社会生活を営む上で必要な基礎・基本を身に付け、自ら学び考える力を育むと同時に、その基盤となる豊かな人間性を培うためには、読書に親しみ、それが喜びや楽しみとなって日常生活の中に定着していくことが望まれます。

(1) これからの時代に求められる国語力、言語力と読書活動

ア 文化審議会答申

国の文化審議会が平成16年2月に答申した「これからの時代に求められる国語力について」では、人々の生活を取り巻く環境がこれまで以上に急速に変化していくことが予想される「これからの時代」を考えると、国語力の重要性について改めて認識する必要があるとし、自分以外の人々との意思疎通などにおいて、多様で円滑なコミュニケーションを実現するためには、これまで以上の国語力が求められることや、従来、家庭や家族が有していた子どもたちへの言語教育力の低下が大きな問題であることを指摘しています。

また、近年の日本社会に見られる人心などの荒廃が、人間として持つべき感性・情緒を理解する力、すなわち情緒力（他人の痛みを自分の痛みとして感じる心、美的感性、もののあわれ、懐かしさ、家族愛、郷土愛、日本の文化・伝統・自然を愛する祖国愛、名誉や恥といった社会的・文化的な価値にかかわる感性・情緒を自らのものとして受け止め、理解できる力）の欠如に起因する部分が大いと考えられることも問題であり、この情緒力の形成のためには、「読書」が欠くことのできない大切なものである、としています。

国語力との関係でも、読書は国語力を構成している「考える力」「感じる力」「想像する力」「表す力」「国語の知識等」のいずれにもかかわり、これらの力を育てる上で中核となるものであり、特に、すべての活動の基盤ともなる「教養・価値観・感性等」を生涯にわたって身に付けていくために極めて重要なものである、としています。

さらに、情報化社会の進展が、断片的な情報を受け取るだけの受け身の姿勢を人々にもたらしやすくなりがちであることから、自分でものを考え「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」ことが切実に求められている、と指摘しています。

イ 文字・活字文化振興法の成立

文字・活字文化は、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることに鑑み、平成17

年7月に、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るために、文字・活字文化振興法が制定されました。

特に、この法律では、国語が日本文化の基盤であると規定されるとともに、「言語力」という概念が盛り込まれています。これは、読む力や書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力のことであり、読み書きだけでなく、表現する能力にまでも広げた考え方です。同法においては、学校教育におけるこの言語力の涵養への十分な配慮について規定するとともに、その方策として、効果的な教育方法の普及や教育職員の研修内容の充実等と並んで、学校図書館の整備充実等について規定しています。

(2) 子どもの発達段階と読書活動

読書活動は国語力や言語力を向上させるばかりでなく、生きる力を育むうえでの基本となると同時に、生涯を通じた楽しみのもとともなることから、子どもの発達段階に応じて継続的にその習慣を身に付けることが大切です。

乳幼児期は、本にかかわる最初の入り口であり、幼児にとっては、楽しいお話の世界を楽しむ契機となります。また、絵本を媒介として、保護者等との温かなコミュニケーションができる最も楽しいひとときでもあります。

小学校になると、低学年では、民話や童話などいろいろな物語に親しむようになります。中学年では、黙読しながら比較的長い文章も読めるようになります。

高学年になると、本の選び方にもそれぞれの興味・関心が反映される一方で、調べ学習など、目的に応じた本を選択して読むこともできるようになります。

このように、小学校では、段階的に自ら本を読むことの楽しさを体験するようになるため、子どもの読書に対する興味や関心を高めながら、読書習慣の形成や定着を図るような働きかけが重要となります。

中学校や高校になると、読書の範囲が広がるなど、読書活動の充実期といえます。読書活動を積み重ねることで、本からさまざまな刺激や影響を受けるようになり、この段階において定着した読書習慣は、生涯を通じて継続されることが多いようです。

また、各種調査によれば、学年が上がるにつれて読書離れが進んでいるという状況があり、小学校段階から中学校段階、あるいは高校段階への「橋渡し」ともいえるべき、いわゆる児童書から一般書等への移行が円滑に行われるような周囲の適切な支援が重要であるとの指摘もあります。このように、子どもの発達の段階に応じて、読書活動を通して、文字や文章に親しむ習慣を身に付けることが大切です。

2 国の子どもの読書活動推進への取組

(1) 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第2次）」の成果と課題

平成20年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。この計画は、子どもの自主的な読書活動の推進、家庭、地域、学校等を通じた社会全体での取組の推進、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実、子どもの読書活動に関する理解と関心の普及等を図ることが基本方針とされています。

この基本計画期間の主な取組や成果として、次の9点が挙げられています。

① 図書館数が漸増

- ② 児童室を有する図書館が増加
 - ③ 図書館の児童への貸出冊数が増加
 - ④ 図書館でボランティア活動を行う者が増加
 - ⑤ オンライン閲覧目録導入率が上昇
 - ⑥ 全校一斉読書活動を行う学校の増加
 - ⑦ 司書教諭の発令が12学級以上の学校で実施
 - ⑧ 学校図書館担当職員配置校が増加傾向
 - ⑨ 我が国の子どもの読解力が「OECD生徒の学習達成度調査」で上位
- その一方で、同期間中の主な課題として、次の3点が挙げられています。

- ① 中学生、高校生になるにつれ、読書をしない者の割合の増加
- ② 地域における取組の格差拡大
- ③ 学校図書館の条件整備が未だ不十分

(2) 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

第2次基本計画期間内の5年間に、子どもの読書活動を取り巻く情勢は大きく変化しました。

まず、平成20年6月の国会決議により、平成22年を「国民読書年」とすることが定められました。同決議では、読書推進に向けた機運を高めていくため、「政官民が協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねること」が宣言され、図書館をはじめ、さまざまな場所で国民読書年にちなんだ行事や取組が推進されました。

また、同年同月に改正された図書館法では、図書館が行う事業として、学習成果を活用して行う教育活動の機会を提供することが追加されるとともに、司書及び司書補の資格要件の見直しや資質向上に向けた研修機会の実施についての整備等がなされました。

学校等を取り巻く状況としては、平成20年度及び21年度に公示された学習指導要領において、生きる力を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能の習得のほか、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むこと及び主体的に学習に取り組む態度を養うことが重視されています。このことから、学習指導要領においては、各教科等を通じて言語活動の充実を図ることとされ、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実することが定められました。あわせて、幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）では、幼児が絵本や物語等に親しめるようにすることが定められています。

一方で、電子書籍を始めとした近年の情報通信技術等の発達により、今後、子どもの読書環境に大きな影響が生じる可能性も指摘されてきています。

これらの変化も踏まえ、子どもの読書活動の推進については、家庭、地域、学校等が互いに連携しながら、子どもの読書活動の推進を図ることが一層求められています。

(3) 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第3次）」の策定

平成25年5月、国では、第2次基本計画の成果と課題を踏まえるとともに、子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化に鑑み、第3次基本計画を策定しました。この計画では、子どもの自主的な読書活動の推進を図るため、家庭、地域、学校等の連携による社会全体での取組を一層進めるとともに、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実及び子どもの読書活動に関する意義の普及に努めることを基本的な方針としています。

その主な取組は次のとおりです。

ア 家庭における取組

- ・ 家庭教育に関する講座等を通じた保護者に対する理解の促進
- ・ 家庭における読み聞かせなど、読書活動に資する情報提供の推進

イ 地域における取組

- 子どもの読書環境地域格差の改善
 - ・ 市町村推進計画の策定率の向上
 - ・ 公立図書館未設置市町村の解消に向けた取組
 - ・ 児童室等の整備の推進
 - ・ 移動図書館によるサービス向上
- 図書館における読書推進
 - ・ 読書活動に関する情報提供の充実
 - ・ 図書館相互や関係機関との連携協力
 - ・ 学校図書館との連携協力
 - ・ ボランティア活動の推進
- 図書館の機能強化
 - ・ 施設・資料等の整備・充実
 - ・ 司書及び司書補等、専門的職員の配置と研修の充実
 - ・ 公立図書館の情報化の推進（図書館HP開設、来館者用PC設置、オンライン閲覧目録導入等）

ウ 学校における取組

- 読書活動の推進
 - ・ 読書習慣の確立と個に応じた読書指導の改善
 - ・ 家庭、地域との連携促進
 - ・ 公立図書館との連携協力
- 学校における条件整備
 - ・ 学校図書館図書標準の達成促進
 - ・ 司書教諭の未発令校への発令促進
- 学校図書館の機能強化
 - ・ 図書館資料等の整備・充実
 - ・ 推進に当たっての人的配置の推進
 - ・ 学校におけるインターネット接続率の向上

3 「岩手県子どもの読書活動推進計画」

本県においても、平成 16 年 3 月に初めて「岩手県子どもの読書活動推進計画」（第 1 次）を策定しました。

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本としながら、本県における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえたものです。また、第 8 次岩手県教育振興基本計画の基本目標である「一人一人が学びの世界を拓く、心豊かでたくましい人づくり」を目指し、本県の子どもたちが、読書活動に魅力を感じなが

ら主体的に取り組むことができる環境づくりを進めるため、総合的かつ計画的な行政施策を明らかにしたものでもあります。

一方、この期間における本県の動向として、本計画推進の重要な役割を担っている県立図書館の整備・充実や県内の公立図書館の振興を図ることを目的として平成 17 年に「岩手県公立図書館等振興指針」を策定しました。また、同年策定した「岩手県生涯学習振興計画“学びの里いわて 21”後期計画」においては、子どもの読書活動推進に関する事業を主要事業・主要目標として盛り込みました。

平成 21 年6月には、その後の国等の動向を受け、「第2次岩手県子どもの読書活動推進計画」を策定しました。この計画は、同年策定された「いわて県民計画」とその理念等を連動させるとともに、「ゆたかさ、つながり、ひと」のテーマに基づき、地域ぐるみの読書活動推進を進めてきました。

その後、平成 23 年3月11日に発生した東日本大震災津波により、本県全体が大きな被害を受け、現在においても沿岸地域では、不自由な生活を余儀なくされている方々が多くおられる状態が続いています。

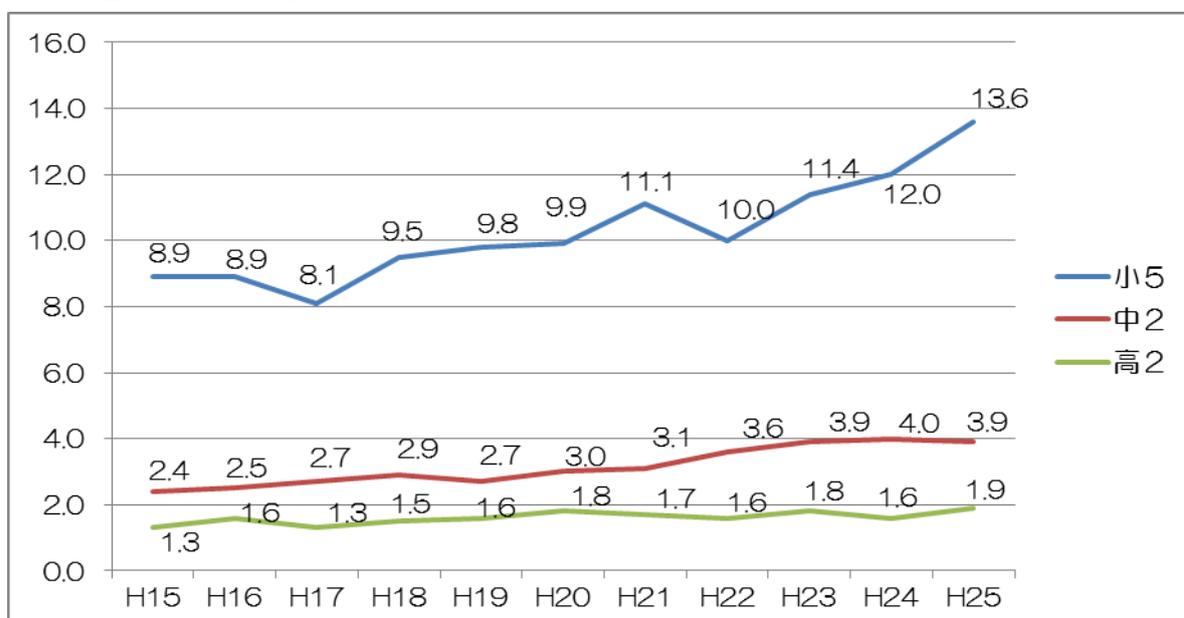
今後は、「岩手県東日本大震災津波復興計画」及び「いわての復興教育」の理念とも整合を図りながら、子どもの読書活動推進の充実に取り組んでいきます。

4 本県の現状～指標の動向から～

本計画の推進に当たっては、家庭、地域、学校等の視点からその取組の成果が分かるように5つの指標を設定して取り組んできました。これらの指標に関する本県の現状は、次の通りです。

(1) 家庭に関する指標

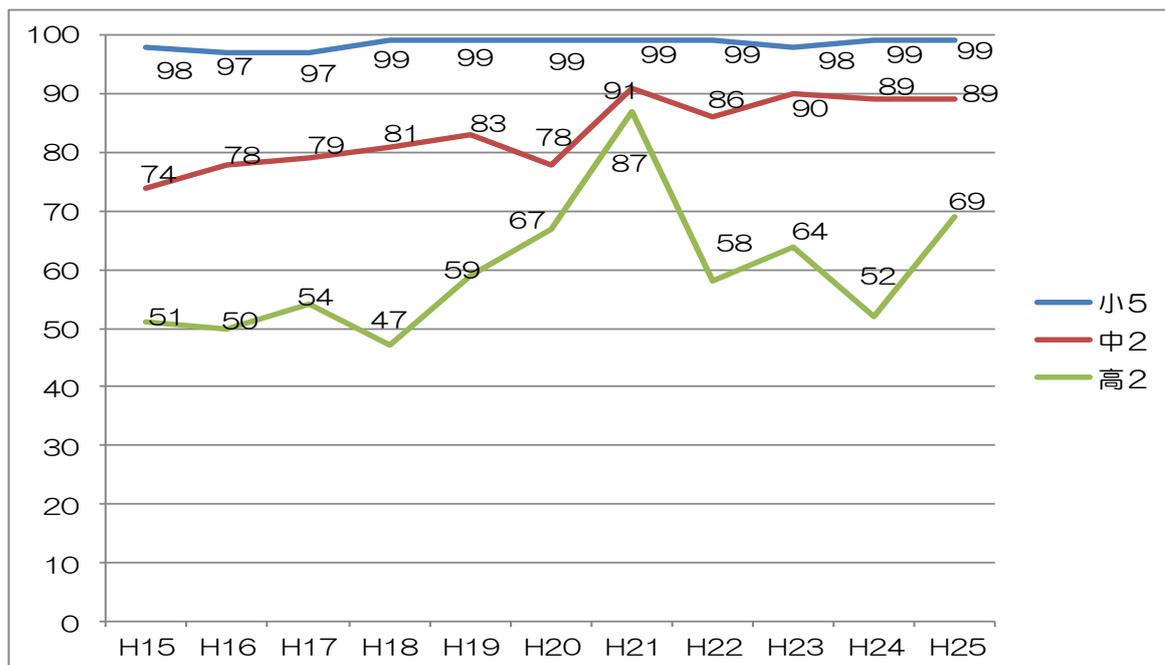
○ 指標①：小・中・高校生の1か月の平均読書冊数の推移（単位：冊）



「岩手県子どもの読書状況調査」

平成 15 年からの大きな推移を見ると、多少の年度のばらつきはあるものの、小・中学生については増加傾向にあります。

○ 指標②：小・中・高校生の読書者数割合の推移（単位：％）

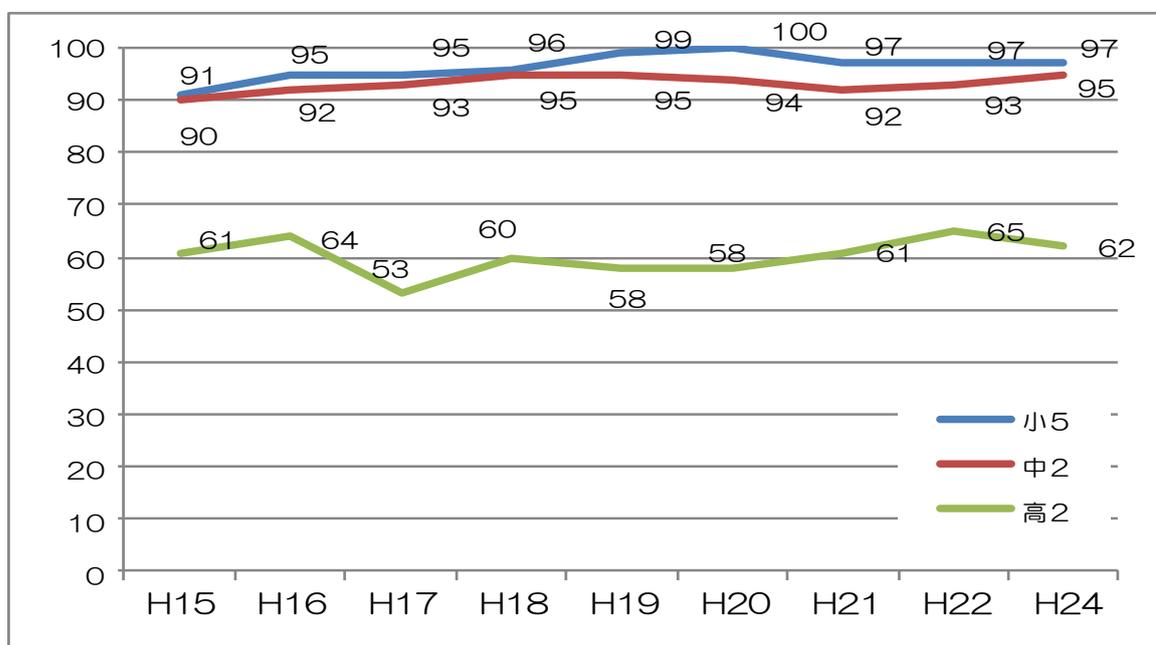


「岩手県子どもの読書状況調査」

1か月間に1冊以上本を読んだ児童生徒の割合は、年度により大きな差が見られるものの、平成15年との比較から見ると、概ね増加傾向にあると言えます。

(2) 学校に関する指標

○ 指標③：小・中・高校における全校読書への取組状況の推移（単位：％）

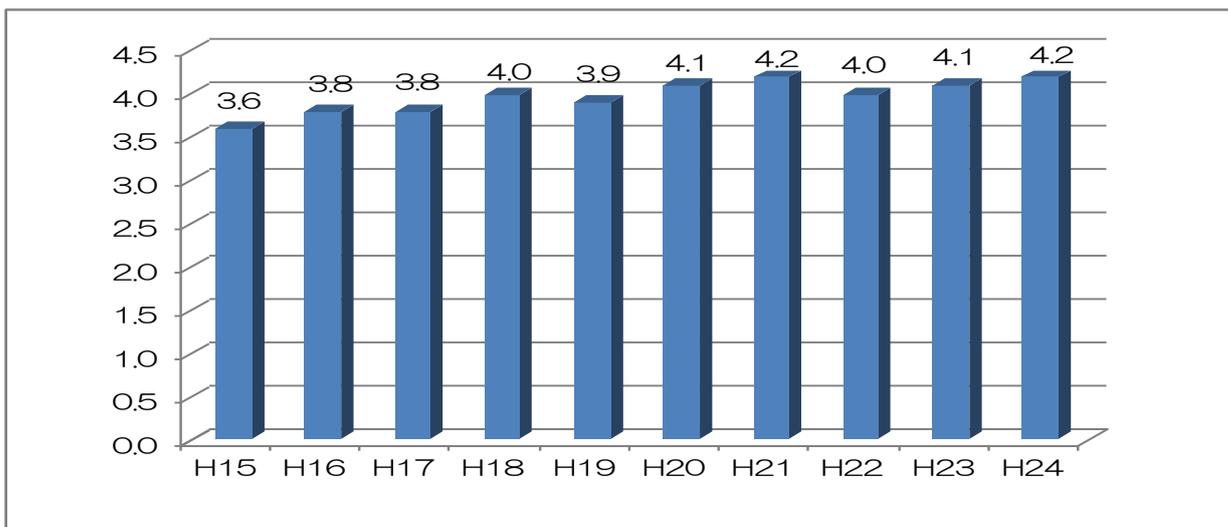


「学校図書館の現状に関する調査」

文部科学省で行っている学校図書館の現状に関する調査によると、本県における全校読書への取組割合は、特に小・中学校において高い水準を維持しています。

(3) 地域に関する指標

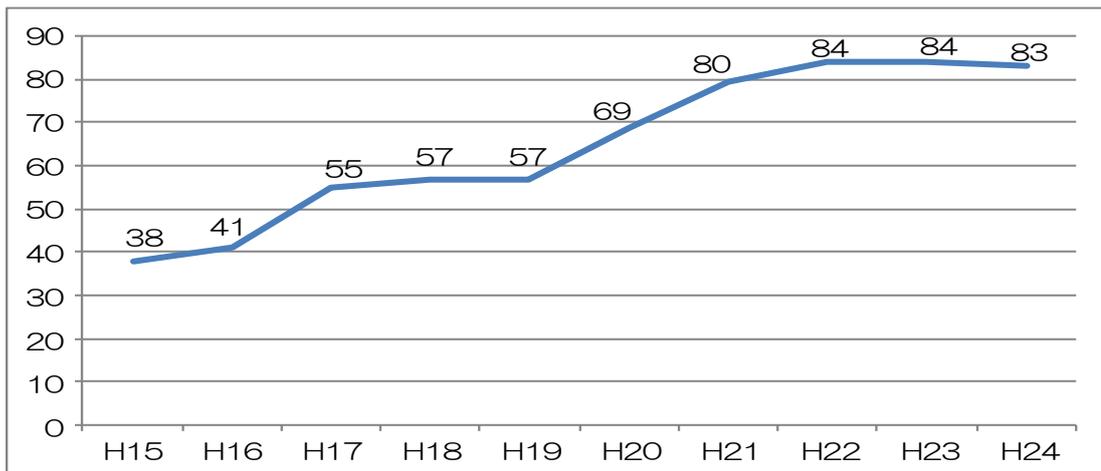
- 指標④：県民一人あたりの図書貸出冊数（単位：冊）



「図書館・公民館図書室等実態調査」

県立図書館の調査によると、本県の公立図書館等における県民一人あたりの図書貸出冊数は4冊前後で推移しています。

- 指標⑤：教育振興運動における読書活動推進の取組状況（単位：％）



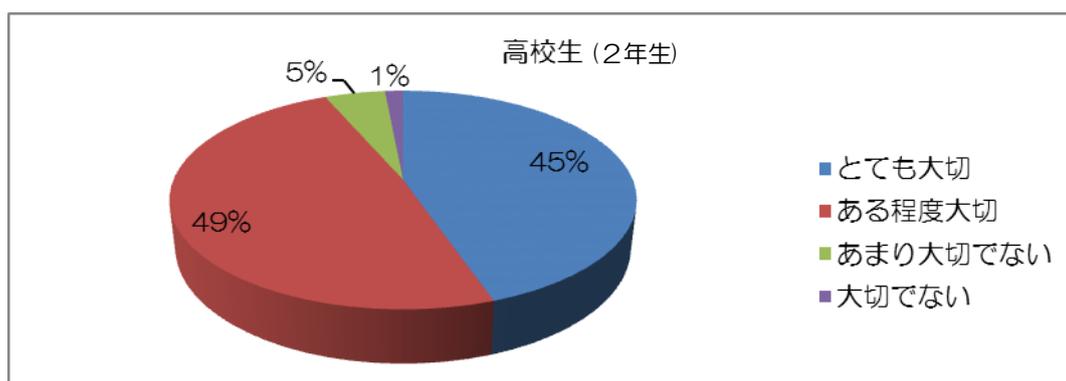
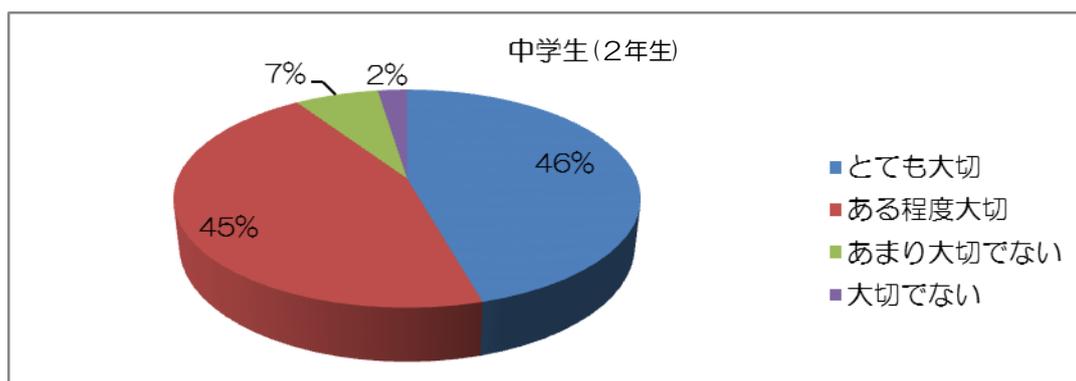
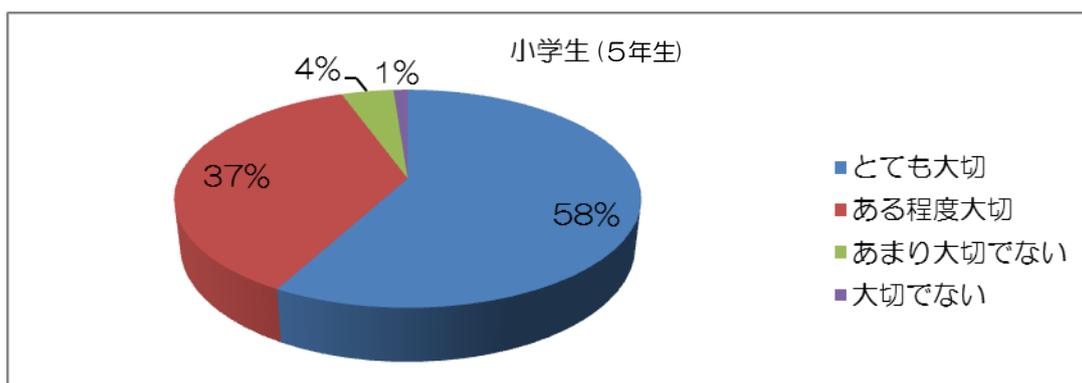
「教育振興運動推進状況調査」

本県においては、昭和 40 年に、家庭（子ども、親）、学校、地域、行政が総ぐるみで地域の教育課題の解決に自主的に取り組む「教育振興運動」が始まりました。以来、県内各地において、教育水準の向上や子どもの健全育成、健康安全等をスローガンに掲げて熱心な取組が行われ、大きな成果を挙げてきました。

この教育振興運動は、本計画を地域ぐるみで推進する視点からも、大きな役割を果たしており、約8割の実践区が読書活動に取り組んでいます。

(4) 本県の児童生徒の読書に関する意識

平成 25 年 11 月に、県教育委員会が県内の小・中・高校を対象に行った調査（抽出）では、読書に関する意識についても調べました。



「岩手県子どもの読書状況調査」(特別支援学校数値含む)

読書に対する意識については、小学生に比べると「とても大切だと思う」という回答割合が、中・高校生段階では減少するものの、いずれも40%を超える水準は維持しています。

また「ある程度大切だと思う」という回答も含めると各学年段階で9割を超えており、読書の持つ意味を肯定的にとらえている児童生徒が多いことを示しています。

(5) 本県における子どもの読書活動推進の成果と課題

ア 成果

平成16年の「岩手県子どもの読書活動推進計画」(第1次)策定を契機として、県内各地で読書ボランティア等を対象とした研修会が開催されるようになり、参加者も増加傾向にあります。このことは、従前から個々の学校や公立図書館等を中心として活動を進めてきたボランティアが、互いの情報を交換し合い、活動の充実やスキルの向上に資することができることにつながるとともに、ネットワーク形成のうえでも貴重な機会として定着してきているものといえます。

また、学年が上がるにつれて指摘されることが多い活字離れ・読書離れに対応するため、本県

中高生の視点から選書を進めた「いわての中高生のためのおすすめ図書 100 選」の配布と活用促進を行いました。これにより、学校で「おすすめ図書 100 選」を活用した授業が展開されたり、公立図書館で「中高生のためのおすすめ図書コーナー」が設置されたりするなど、中高生に対する読書啓発機会の充実が図られています。

イ 課題

子どもの読書活動は、いずれかの組織や個人等が単独で推進していく性質のものではありません。前述の読書ボランティア等を対象とした研修会の実施に際しても、学校の教員や、公立図書館の司書等、直接子どもの読書活動推進の担い手となる幅広い分野からの参加と、さらなるネットワークの拡充が求められます。

また「おすすめ図書 100 選」の活用を今後一層進めていくことはもとより、それぞれの子どもの発達段階や状況等に応じた推薦図書に関する取組もさらに工夫と充実を図っていく必要があります。

第2章 子どもの読書活動の推進における基本的な考え方

第1章において示した本県の現状、国の取組等を踏まえ、岩手の子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、次の基本的な考え方のもと、家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進、そのための条件整備と充実等に取り組みます。

1 子どもが本に親しむ環境づくり

(1) 大人の責任の自覚

子どもの読書活動は、真に日常生活に根ざしたものとなることが大切です。子どもが読書を通じて学び取った言葉や感性、表現力、創造力等は、それぞれの生活の中で生かされ、具体的な行動に結び付くことによって大きな意味を持つことになります。

子どもの読書活動を支え導くのは、保護者であり、教員であり、大人社会全体です。周囲の大人が、読書の素晴らしさを自らも体験しながら、その魅力を子どもたちに伝えていくことが重要です。

保護者として、教員として、あるいは地域社会の一員としての具体的な実践が期待されています。

(2) 発達段階に応じた読書環境の整備

子どもが本に魅力を感じながら自主的に読書活動に取り組み、習慣として形成・定着するためには、子どもが読書の楽しさや出会ったきっかけを与え、読書活動を広げ、深めることができる周囲のさまざまな支援が必要となります。

また、そうした働きかけは、子どもの読書活動の現状や発達段階に応じた適切なものでなければなりません。

そのためには、子どもの豊かな読書活動を支える人的環境づくり（育成や活用）や物的環境づくり（施設・設備、図書資料等の諸条件の整備・充実）が欠かせません。

「岩手県生涯学習振興計画“学びの里いわて21”」では、幼児期や学齢期における「生涯学習の基礎づくり」の重要性を指摘していますが、子どもが本に親しむ環境づくりは、その具現化に向けた一つの効果的な手立てであるといえます。

(3) 子どもの読書活動に関する普及・奨励

子どもは、周囲の人々のさまざまな働きかけや、読書をする姿等に触発されながら読書活動に取り組みます。子どもの自主的な読書活動の推進のためには、乳幼児期からの発達段階に応じた子どもの読書活動の意義や重要性について、県民一人ひとりが理解と関心を深めながら、社会全体で読書活動を推進する機運を高めていくことが重要です。

2 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校等を含めた社会全体が、それぞれが担うべき役割を自覚し、連携協力しながら役割を果たしていくことが重要です。平成18年12月に改正された教育基本法においても、学校、家庭、地域の連携協力について規定されたところです。

本県においては、独自の教育運動である「教育振興運動」を推進しています。また、平成19年

度からは「いわて型コミュニティ・スクール」構想に基づき、家庭と地域との協働を進めています。このような「岩手らしい」実践を活かしながら、市町村とともに、読書活動の推進に積極的に取り組みます。

また、本県は広い県土を有し、地域間の読書環境の格差もあることから、関係機関や団体、書店を含めた民間企業等が連携協力しながら広域的な子どもの読書推進体制の充実を図ります。

3 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

子どもにとって、心を揺り動かされた本との出会いは貴重な体験となります。その感動や楽しさを子ども自身が他者に伝え、感動を共有することも大切なことです。

子どもの体験活動や奉仕活動の減少が課題とされる今日、学校や地域の子ども会、異年齢交流事業、老人ホーム等の福祉施設の訪問等における子どもによる読み聞かせなど、読書活動を通じた社会参加活動を促進することが、より主体的な読書活動の推進につながります。

このような読書を通じた子どもの社会参加活動の推進を図ります。

4 取組の重点

本計画における計画期間5年間は、以上の3つの基本的な方向性に基づいて取り組みますが、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあること、高等学校段階における読書者の割合が伸び悩んでいること、地域における格差が大きな課題となっていること等を踏まえ、特に次のことを重点的に取り組むことにより「豊かな本との出会いを通し、進んで読書に親しむ環境づくり」を目指します。

(1) 家庭における読書活動の推進

各家庭においては、普段から子どもたちが安心して本に触れ、楽しむ機会を設けていくことが大切です。良書に出会い、得たことや感じたこと等を家族で共有するとともに、次の読書への広がりを実感できるような取組の推進が期待されます。また、各種メディアがめまぐるしい勢いで情報を発信している現在においては、それらを適切に取捨選択し、心の成長とのバランスを図っていくことも求められます。

(2) 地域における読書活動の推進

読書活動の推進に際しては、家庭（子ども、親）、学校、地域、行政がそれぞれ責任と役割を果たすことが求められていることに鑑み、読書活動を教育振興運動の重点事項として推進します。また、地域における読み聞かせ等は、読書の楽しさに直接触れることができるだけでなく、社会性、主体性等も身に付けることができることから、その促進が期待されます。

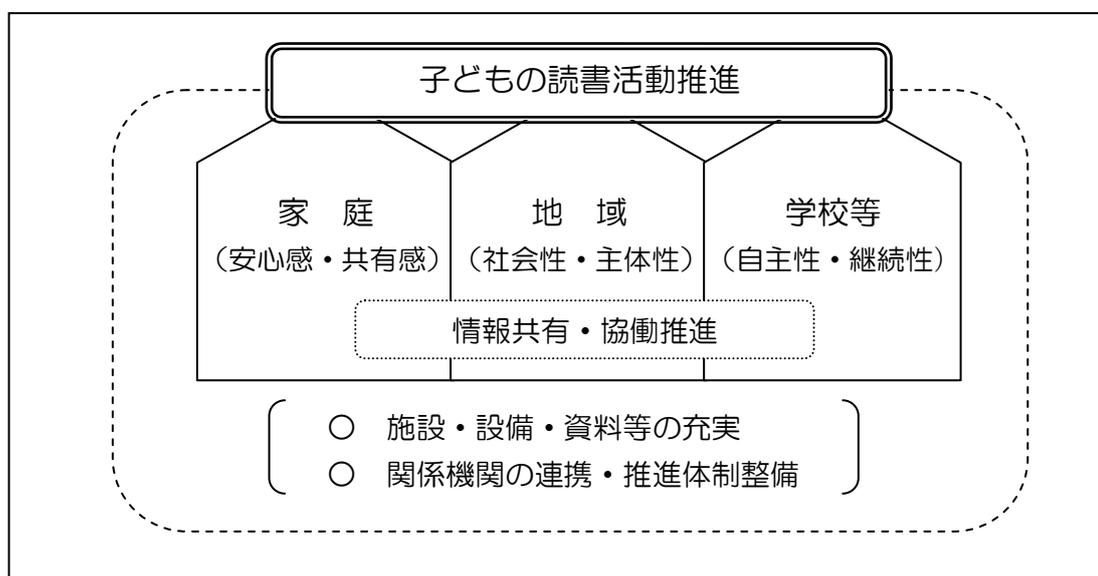
(3) 学校等における読書活動の推進

読み聞かせ等により本の世界の入口に入った子どもたちに対して、各学校段階に応じて全校読書に取り組むなど、本との出会いを通じて読書の楽しさに気づく機会を継続して設け、自主的に読書に取り組む習慣を身に付けさせることが求められます。

また、その際には、「いわての中高生のためのおすすめ図書 100 選」などの活用も期待されます。

(4) 子どもの読書活動推進のための体制の構築

子どもの読書活動推進に当たっては、子どもに係わるそれぞれの機関や組織の有機的・継続的な働きかけが必要です。学校等や地域、公立図書館等が持っている情報や手法、人的・物的資源等を共有し合うことにより、より大きな効果を得ることができると期待されます。



ア 家庭に期待する基本的な役割

生活の中に読書が位置づけられるよう、子どもの発達段階や興味・関心に即した働きかけを行うとともに、保護者も一緒になって読書に親しむことを期待します。

- 親子で読書に親しむ機会を設けること
- 学校や地域と目標を共有して読書活動に取り組むこと
- 読んだ本のことについて語り合うこと

イ 地域に期待する基本的な役割

読み聞かせや文庫活動等の主体的な活動を行ったり、学校や家庭、図書館等における子どもの読書活動推進を支援したりするなど、読書推進に関する地域の教育力の活用を期待します。

- 子どもが本に親しむ活動へ参画するよう、読み聞かせや図書館等の環境整備等に取り組むこと
- 家庭や学校等と目標を共有して読書活動に取り組むこと
- 子どもたちとともに読書ボランティア活動等に取り組むこと

ウ 学校等の基本的な役割

教育活動や保育活動の全般にわたり「言葉の力」や「豊かな心」を育む中核的な活動の一つとして読書活動を位置づけ、家庭や地域との協働により推進します。

- 子どもの発達段階に即した読書指導や環境整備に取り組むこと
- 家庭や地域と目標を共有した読書活動を推進すること
- 友達や大人等の他者に対して読書を通して感じたことを伝える機会を設けること

エ 県が果たすべき基本的な役割

県は、全県的・広域的な子どもの読書活動に関する取組を進めるため、生涯学習・社会教育部局と学校教育部局の密接な連携のもと、教育振興運動等における読書活動の推進や、県立図書館の機能の充実を図るとともに、市町村や広域的な関係機関団体の取組に対する支援を行い、先進的な取組などの情報提供等を行います。

- 県立図書館においては、県民全体の読書活動を推進するための機能等を充実させるとともに、震災からの復興を図る市町村図書館等との一層の連携強化を進めること
- 子どもの読書活動推進に関する研修機会の提供や環境整備を推進すること
- 家庭、地域、学校等の連携による子どもの読書活動を推進する仕組みづくりを支援すること
- 学校等における優れた実践や読書を通じた社会参加活動の先進的な取組等の情報提供や周知啓発を行うこと

オ 市町村に期待する基本的な役割

市町村には、市町村図書館等を通して、市町村の課題や特色に応じた子どもの読書活動に関する取組を進めるとともに、家庭、地域、学校等における関係機関・団体等との連携協力の推進、地域の読書ボランティアや学校図書館への支援を期待します。また、それぞれの実情を踏まえつつ、子どもの読書活動推進のための基本的な計画の策定に当たることや、適切な改訂を進めることが求められます。

- 子どもの読書活動推進に関するより身近な情報提供や環境整備を推進すること
- 家庭、地域、学校等の連携による子どもの読書活動推進への支援を行うこと
- 読書を通じた社会参加活動の情報や機会の提供に努めること

Ⅱ 各 論

第1章 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

1 家庭における読書活動の推進

(1) 家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう保護者が配慮していくことが大切です。

そのためには、まず、子どもの読書活動の現状を把握するとともに、居住する地域や家庭などの読書環境を見つめ直し、その中で子どもや保護者がどのような取組ができるかを考えてみる必要があります。

乳幼児期の子どもにとっては、大好きな人に優しく語りかけてもらうことが温もりあるコミュニケーションとなり、言葉と心を育むといわれています。絵本の読み聞かせなどは、その重要な「橋渡し」となるものです。

就学期においては、子どもの興味・関心の様子を理解し、また尊重しながら、楽しさや充実感をもって読書活動に取り組めるよう配慮していくことが重要です。また、読書の無理強いには逆効果をもたらすことにも留意する必要があります。

市町村の広報や学校だより等には「読書に関する情報」がよく掲載されています。それらを参考として、家庭における子どもの読書のあり方について考え、取り組んでいくことも大切です。

また、基本的な姿勢として、一方的に読書を「させる」だけでなく、保護者も「ともに取り組む」ことが肝要です。

(2) これまでの主な県の取組

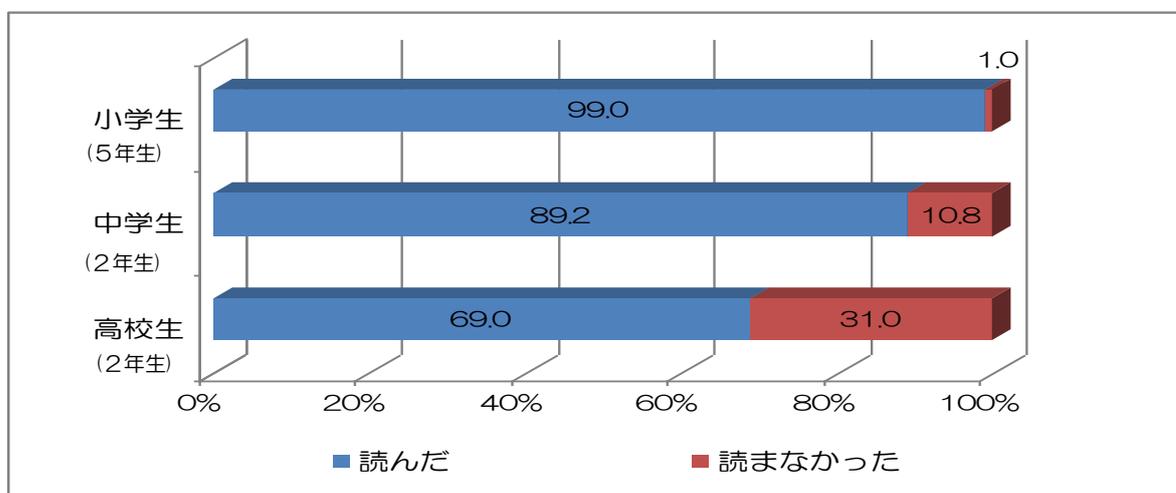
ア 読書活動推進に関する情報や啓発資料を、各種メディアをとおして積極的に提供しました。

イ 市町村との連携協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等を通して、読書活動の重要性の周知啓発に努めました。

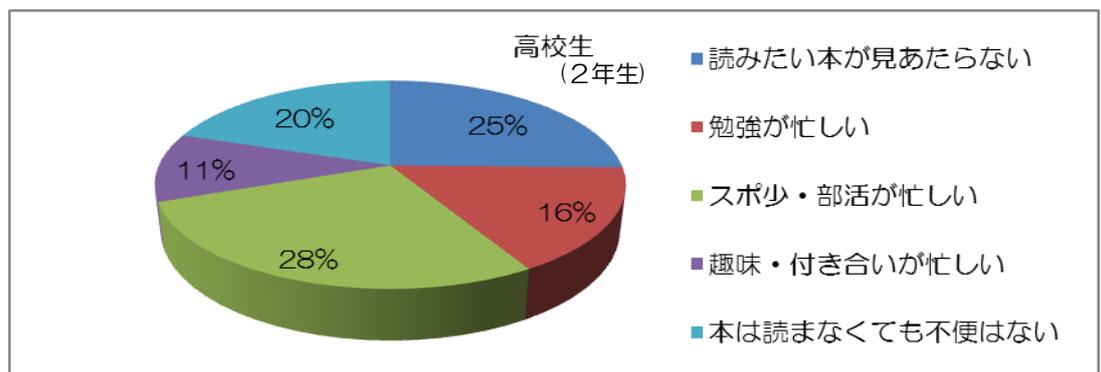
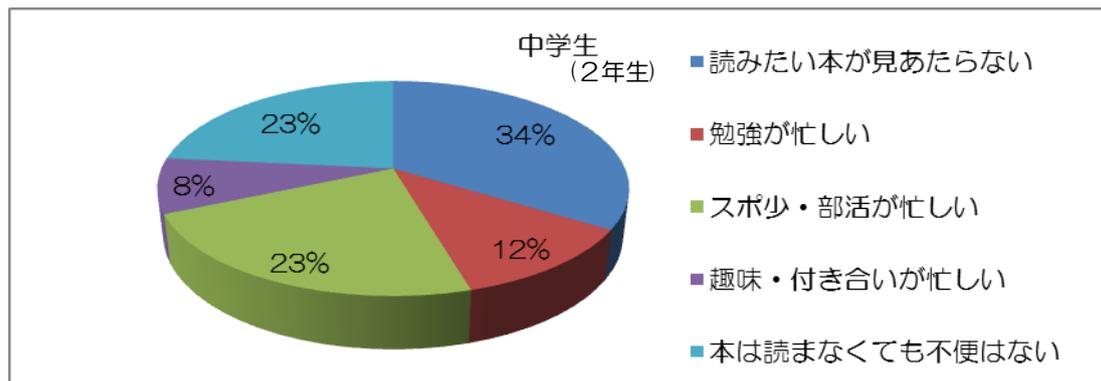
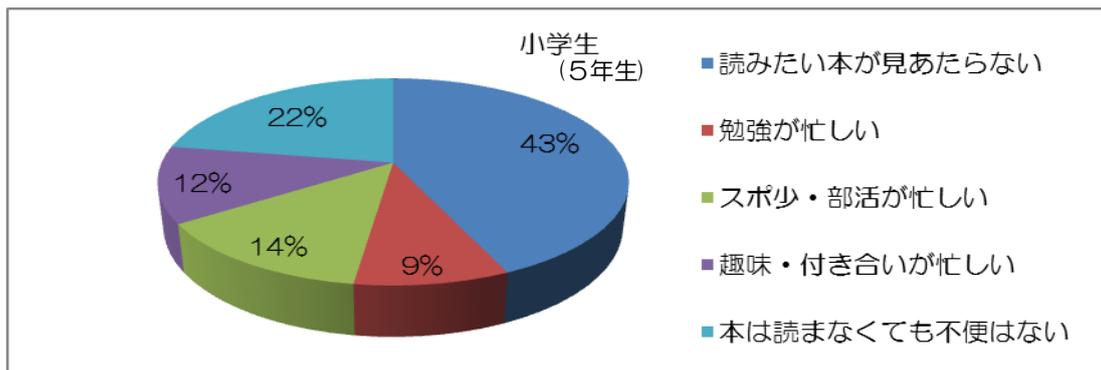
ウ 家族で本に親しむことについて、具体的で積極的な取組の普及・奨励に努めました。

(3) 家庭の読書活動推進の現状と課題

< 1 か月間で1冊以上本を読んだ児童生徒の割合 >

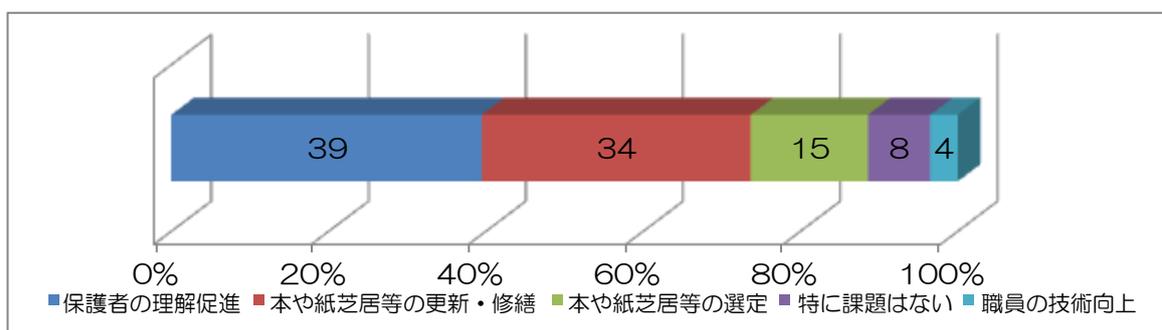


<1 か月で1冊も本を読まなかった理由>



「平成 25 年度岩手県子どもの読書状況調査」(特別支援学校数値含む)

<子どもの読書活動推進に当たっての課題>



「平成 25 年度岩手県子どもの読書状況調査」(幼稚園職員対象)

ア 年齢が上がるにつれて読書をする子どもの割合が減少する傾向があることから、読み聞かせだけではなく、発達段階に沿った働きかけの工夫が必要です。

イ あらゆる機会を捉えて家庭に対する読書推進の周知啓発を行ってきましたが、保護者の理解促進を一層広く進めることなど、さらなる継続と充実が求められます。

(4) 家庭における読書活動推進

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

家族が一齐に読書をする時間を設け、子どもと一緒に本を読んだり、読み聞かせを行ったりすること、また、公立図書館を家族で利用する機会を持つことなどを期待します。

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

「教育振興運動」や「いわて型コミュニティ・スクール」等への積極的な参画を期待します。

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

家族で読書を通じて感じたことや考えたことを話し合ったり、お互いが読んでいる本を紹介し合ったりすることを期待します。

(5) 県の取組の方向性

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

○ 市町村との連携協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等を通して、読書活動の重要性の周知啓発に継続して努めます。

- ・ 家庭教育や子育て支援に関する学習機会との連携
- ・ 公立図書館の活用方法や発達段階に即した本の紹介

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

○ 読書週間や子ども読書の日の機会を捉えたり、教育振興運動の取組を活用したりすることを通して、より積極的な取組の普及・奨励に努めます。

- ・ 子育て支援団体や青少年健全育成団体等の関係機関・団体との連携のもとでの周知啓発

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

○ 児童生徒による読書を通じた社会参加活動の先進的事例等の情報提供に努めます。

(6) 市町村に期待される取組

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

○ 読書活動推進に関する身近な情報や啓発資料の提供、家庭教育学級等における子どもの読書活動の重要性についての学習機会の提供

○ 市町村立図書館等における図書館資料の充実と読み聞かせ会等を通じた魅力あるサービスの提供

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

○ 教育振興運動等による読書活動推進や保健福祉部局との連携協力の促進

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

○ 児童生徒による読書を通じた社会参加活動の情報や機会の提供

2 地域における読書活動の推進

(1) 地域の役割

ボランティア団体やNPO等の民間団体は、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、読み聞かせ会や人形劇等の公演、地域文庫の開設など、子どもが本に親しむための魅力的な機会を提供し、子どもの自主的な読書活動の推進に大きく貢献しています。

今後も、図書館や公民館、学校等と一層連携協力を図り、活動をさらに広げていくことが期待されます。

教育振興運動においては、現在、学区や公民館、自治会などを単位とする 448 の実践区（平成 25 年度）があります。それぞれの実践区では、地域の読書環境や子どもたちの読書活動の状況を踏まえた取組も行われていることから、さらなる継続と充実が期待されます。

(2) これまでの県の主な取組

ア 県民がどこの図書館においても相応の図書館サービスを受けることができるようにするため、県立図書館が県内の市町村立図書館を支援してきました。

- ・ 県内公立図書館相互における長期の貸出（団体貸出）の実施

イ 民間団体等の活発な活動を促す支援をしてきました。

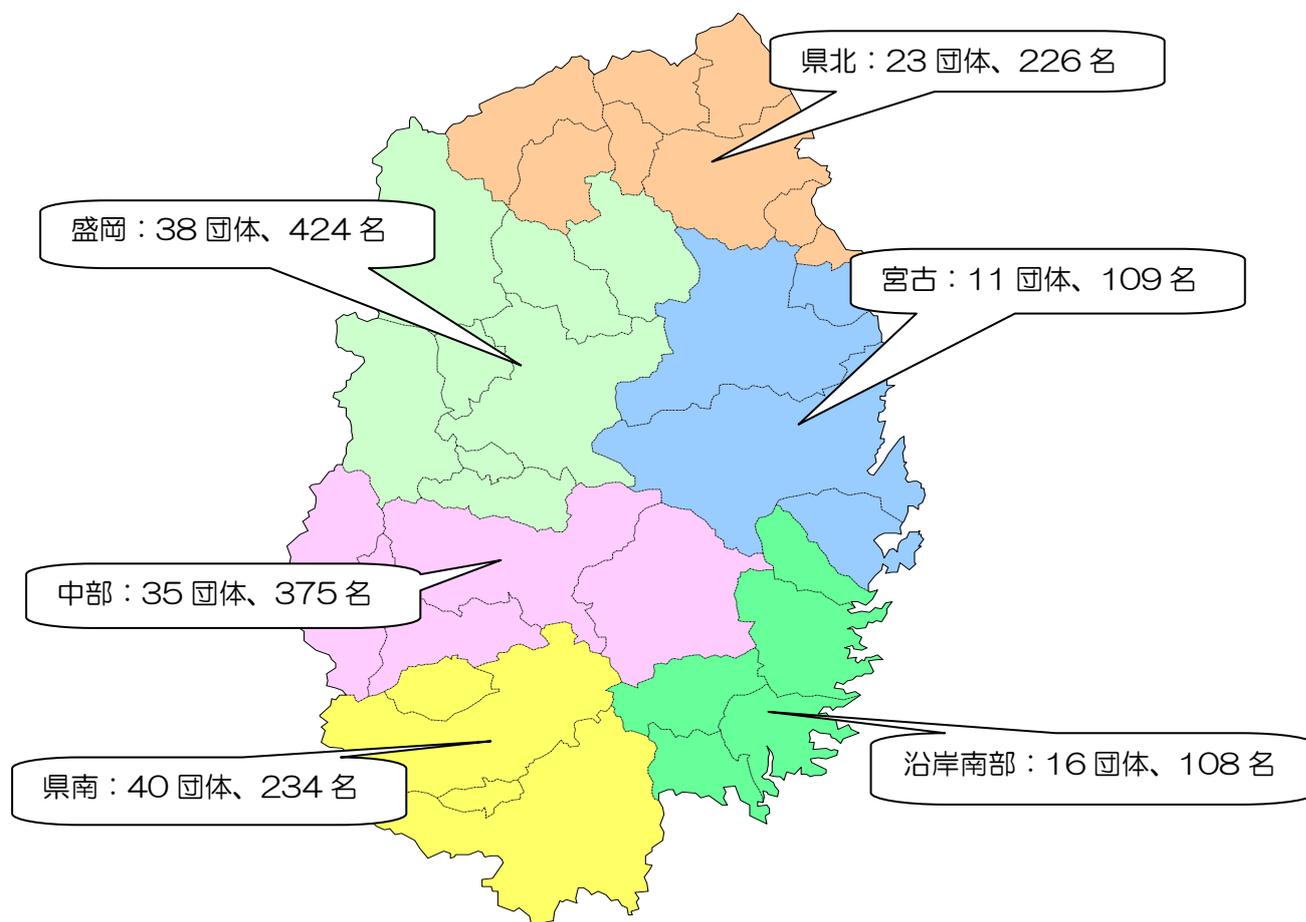
- ・ 読書ボランティア団体による読み聞かせ事業等の推進

ウ 市町村や学校等の協力を得ながら、子どもの読書状況調査を行い、推進状況を把握することに努めました。

- ・ 子どもの読書活動状況調査の実施

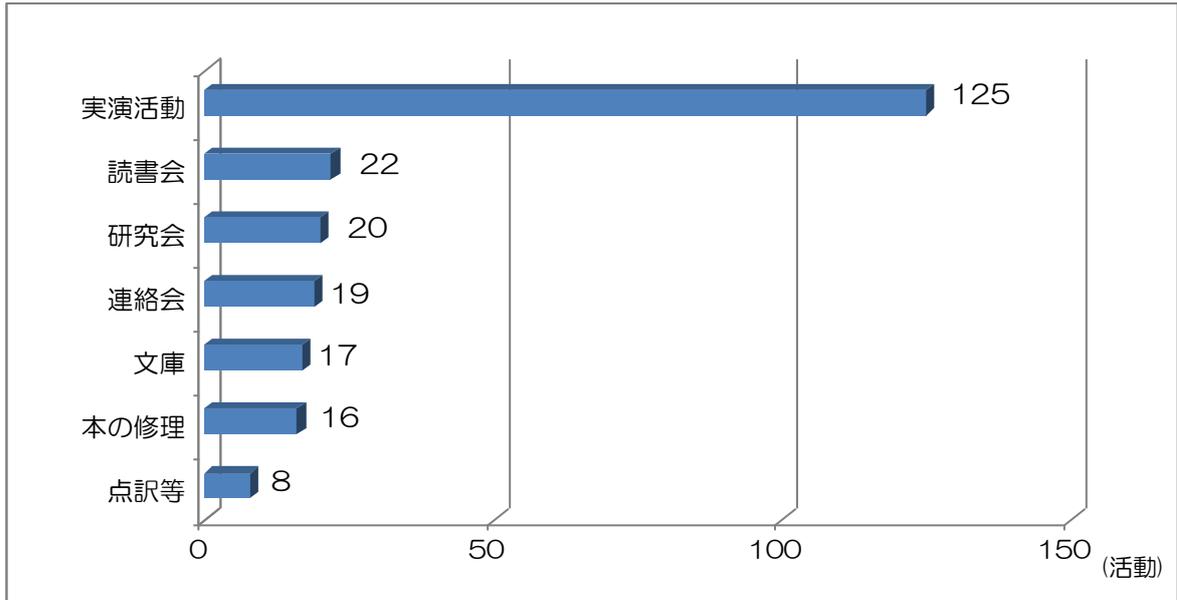
(3) 地域の読書活動の現状と課題

<公立図書館に登録しているボランティア団体数>



「平成 24 年度読書グループ等活動一覧」（県立図書館調べ）により作成

＜公立図書館に登録しているボランティア団体の主な活動＞



「平成 24 年度読書グループ等活動一覧」（県立図書館調べ）により作成

ア 読書に関するボランティア団体が増加傾向にあり、学校や図書館等との連携による充実した活動を行っています。広域的な読書推進体制整備や研修会の充実、活動の場のコーディネートを図ってきた成果があらわれてきています。

イ 地域における読書推進の核となっているボランティアの養成やスキルアップ、ネットワーク形成を一層進めるためにも、関係機関が連携した読書推進体制の充実が必要です。

(4) 地域における読書活動推進

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

○ 発達段階に応じた読書推進活動

読み聞かせやブックトーク等、子どもの発達段階に応じ、本との豊かな出会いが多様に創り出されることを期待します。

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

○ 家庭や学校との連携

親子対象の読み聞かせ会等を通して、多くの保護者に読書の大切さや意義を広く普及・啓発するとともに、家庭や学校等とのさらなる連携を期待します。

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

○ 子どもによる読み聞かせ等の活動や、地域に伝わる昔話の紙芝居づくり等、読書に関する社会参加活動にともに参加し、経験を活かした支援への参画を期待します。

(5) 県の取組の方向性

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

○ 子どもの発達段階に応じた読書活動推進に関する研修会を、読書ボランティアや市町村とともに開催します。

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

○ 民間団体等の活動を支援するネットワーク体制を整備することを通して、地域の読書活動推進を支援します。

- ・ 県立図書館や教育事務所を中心とする広域的支援体制の整備・充実
- ・ 読書ボランティア団体による読み聞かせ事業等のコーディネート
- ・ 読書ボランティア団体を対象としたスキルアップの機会の情報提供や団体育成
- ・ 教育振興運動における読書活動推進の奨励

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- 子どもによる読書を通じた社会参加活動の先進的事例等の情報提供に努めます。

(6) 市町村に期待される取組

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 市町村立図書館における児童サービスの充実

- ・ 子ども向けの、読書に関する積極的な情報提供や魅力ある児童図書の配架など、子どもが楽しく有意義に図書館を利用できるような環境づくりの取組

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

- 地域の読書ボランティア団体等への支援の充実

- ・ 子どもの読書活動を推進する活動を行っているボランティア団体等の把握と、学校等との連携促進

- 教育振興運動における「読書活動推進」の取組の奨励と支援

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- 子どもによる読書を通じた社会参加活動の情報や機会の提供

3 学校等における読書活動の推進

(1) 学校等の役割

学校では、国語科など各教科等の学習活動において、従来から読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していくうえで大きな役割を担っています。

学習指導要領では、小・中学校の国語科で、子どもの発達段階に応じて「楽しんで読書しようとする態度を育てる」ことや「読書に親しみ、ものの見方や考え方を広げようとする態度を育てる」ことなどが目標とされています。

また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間を通して、児童生徒の調べ学習など多様な学習活動を展開していくために「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する」こととされています。

幼稚園や保育園においても、幼稚園教育要領や保育所保育指針の保育内容である「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5つの領域のうち、特に「言葉」や「表現」の領域において、豊かな感性を養うための重要な方策として絵本や物語などに親しむことが必要であるとされています。

学校等では、各発達段階に応じて、子どもが本に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることが大切です。また、今般の学習指導要領改訂に際しても「言語活動の充実」が、教育内容の主な改善事項の1つとして挙げられていることから、子どもが学校図書館を計画的に活用し、意欲的に学習活動や読書活動を進めていくことができるよう、それぞれの学校図書館を活用する教育の全体計画及び年間指導計画に基づいて、一層適切に指導することが求められます。

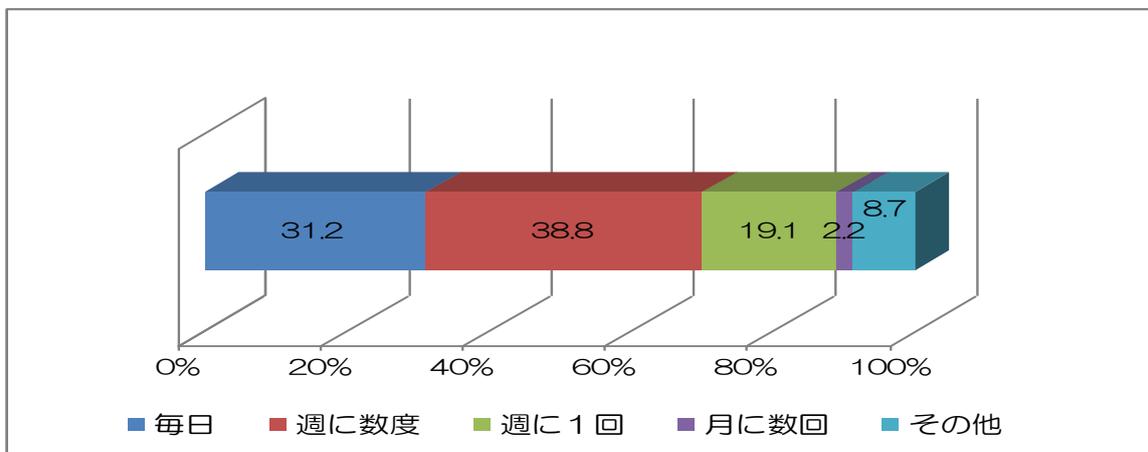
(2) これまでの県の主な取組

- ア 読書活動推進に関する情報や啓発資料を、各種メディアをとおして積極的に提供しました。

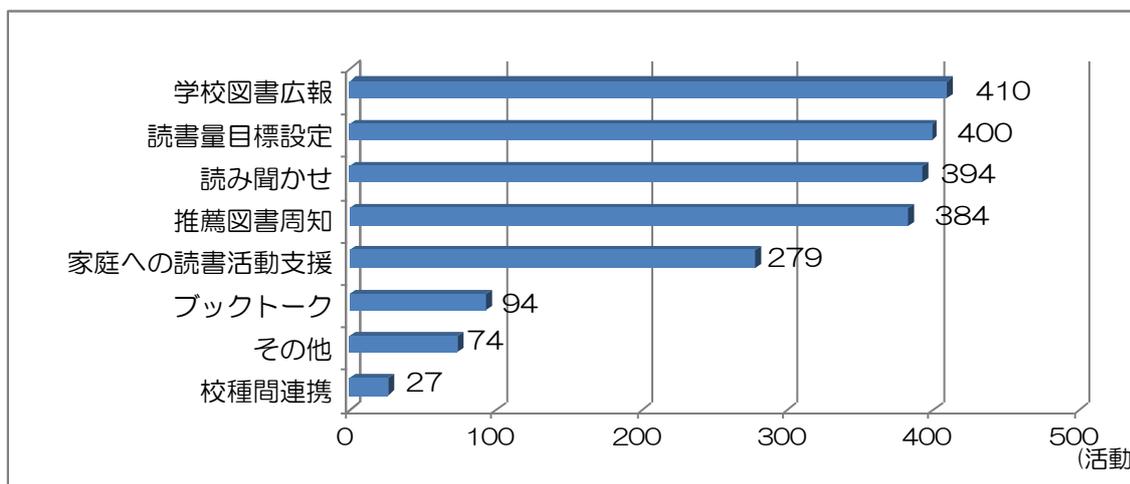
- イ 市町村等の協力を得ながら子どもの読書活動状況調査を行い、推進状況の把握に努めました。
- ウ 司書教諭や学校図書館担当者等を対象とした研修機会の充実を図りました。

(3) 学校等の読書活動の現状と課題

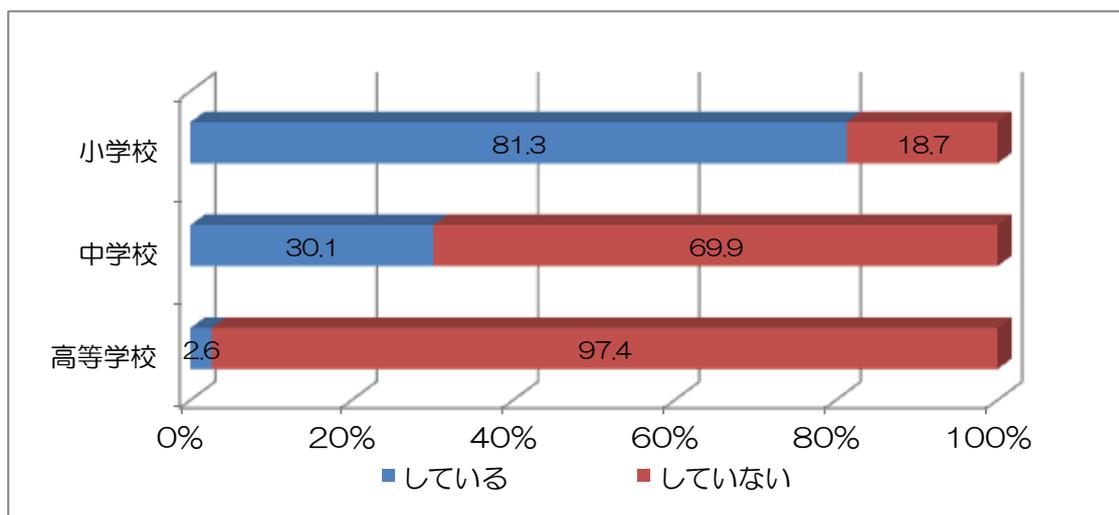
<学校における全校一斉読書の実施頻度>



<学校における全校一斉読書以外の読書活動>



<学校におけるボランティアの活用割合>



「平成 24 年度学校図書館の現状に関する調査」(特別支援学校数値含む)

ア 7割以上の学校では週に数度以上、全校一斉読書が実施されています。

イ 学校におけるボランティアの活用は、特に小学校で進んでいます。中学校、高等学校においても一層の工夫が求められます。

(4) 学校等における読書活動推進

ア 子どもが読書に親しむ環境づくり

○ 読書の時間確保と読書指導の充実

「朝読書」の導入や読み聞かせ、ブックトーク、テーマを設定した読書等、発達段階を踏まえ、教育課程全体を見通した全体計画及び年間指導計画を作成することが大切です。

○ 学校図書館の利用促進

子どもが進んで学校図書館を計画的に利用することができるよう、学校図書館の機能を充実させ、指導の中で、学校図書館の活用を図ることにより、児童生徒の主体的・積極的な読書活動や学習活動を促すことが必要です。また、特に小学校高学年や中学校段階においては、学校図書館の利用を踏まえ、その発展としての公立図書館利用のための継続的な指導も欠かせません。

○ 障がいのある子どもに配慮した読書活動の充実

障がいのある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障がいの状態に応じて本を選ぶことや環境を工夫すること、視聴覚機器の活用等に努めることなどが大切です。

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

○ 家庭、地域との連携

多くの保護者に対して読書の大切さや意義を普及・啓発するとともに、地域ボランティア等の協力を得るなどし、家庭や地域と広く連携して読書活動を推進することが大切です。

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

○ 児童会や生徒会活動による取組の充実

小・中・高校生が、自分より年下の幼児や児童、地域の大人に読み聞かせを行なう機会を設けるなど、読書を通じた多様な交流機会を設けていくことが求められます。

(5) 県の取組の方向性

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

○ 読書活動推進に関する情報や啓発資料を、各種メディアをとおして積極的に提供します。

○ 司書教諭や学校図書館担当者等を対象とした研修機会の充実を図ります。

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

○ 学校と読書関係のボランティア、公立図書館等をコーディネートするネットワーク体制を整備することを通して、学校等における読書活動推進を支援します。

- ・ 公立図書館間の相互協力や各教育事務所を中心とした広域的支援体制の充実
- ・ 読書ボランティア団体等を対象としたスキルアップの機会の情報提供や団体育成
- ・ 学校図書館担当者と読書ボランティアとの情報交換の機会の提供
- ・ 選書に関する支援や情報提供及び県立図書館による団体貸出

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

○ 児童生徒による読書を通じた社会参加活動の先進的事例等の情報提供に努めます。

(6) 市町村に期待される取組

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 地域や学校等の実情に応じた特色ある活動や取組に関する支援及び小・中学校司書教諭の指導力向上を図るための取組

- 図書定期配本等、学校等に対する市町村立図書館の取組についての継続的な支援

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

- 学校図書館担当者と読書ボランティア等のコーディネート

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- 児童生徒による読書を通じた社会参加活動の情報提供や機会の提供

1 公立図書館の整備・充実

(1) 公立図書館の役割

図書館は、子どもにとって自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることのできる場所であり、保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりすることのできる場所です。

また、図書館は、読み聞かせやおはなし会の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の指導など、子どもの読書活動を推進するうえで重要な役割を果たしています。そして、視聴覚障がい等、ハンディキャップをもつ利用者に対しては、拡大写本、点訳、音訳、朗読など、実情に即したサービスの提供が求められています。

さらに、子どもの読書活動を推進する団体等への支援や図書館の諸活動を支援するボランティアに対して、必要な知識・技術を習得するための学習機会の提供等も行われています。

図書館においては、次のような取組に努める必要があります。

ア 子どもに対するサービスの充実を図るため、必要なスペースを確保するとともに、図書館司書等の選書による児童図書の収集・提供や、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施に努めること

イ 子どもに対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する職員（図書館司書等）の養成や確保を行うとともに、読書活動をサポートするボランティアの参加を促すこと

ウ ボランティア活動の場等に関する情報を提供することやボランティア養成のための研修を実施することなど、諸条件の整備に努めること

一方、図書館が設置されていない町村においては、町村の中央公民館等が、公民館図書室という形で図書館に準じた機能を果たしていることが多く、読書活動の推進に欠かせない役割を担っています。また、地域の公民館においても、図書コーナーを設置するなど、図書館資料の貸出サービスを行っているところもあります。このような公民館においては、図書コーナーの充実など、地域文庫としての機能が期待されるほか、公民館事業として本に親しむためのさまざまなプログラムを実施するなど、地域全体の読書活動の推進役を担うことも期待されます。図書館未設置町村においては、公民館図書室等の施設・設備や図書館資料、職員の充実を図るとともに、独立した図書館としての設置も望まれます。

(2) これまでの県の主な取組

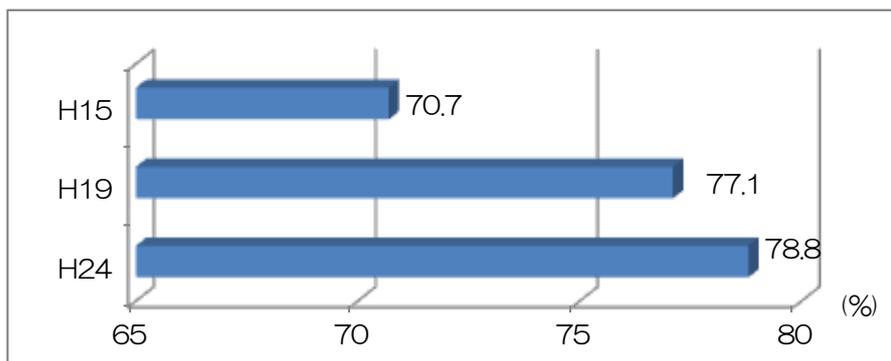
ア 県立図書館児童室の蔵書等の充実を図りました。

イ 市町村立図書館司書等の資質向上を図るため、研修機会を提供しました。

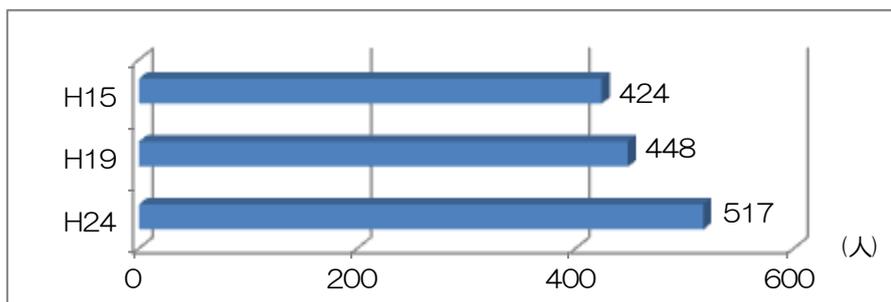
ウ 移動図書館車の整備や研修会の実施について、市町村総合補助金及び地域活性化事業調整費等の各種助成による支援に努めました。

(3) 公立図書館整備・充実の現状と課題

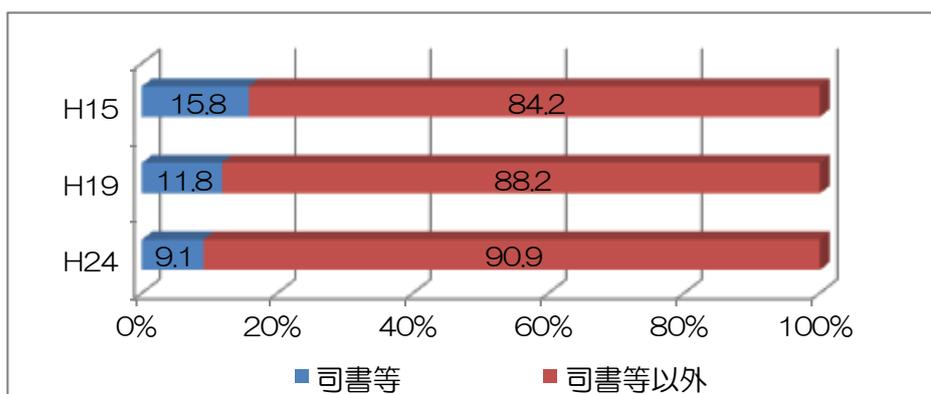
＜県内市町村立図書館の設置率推移＞



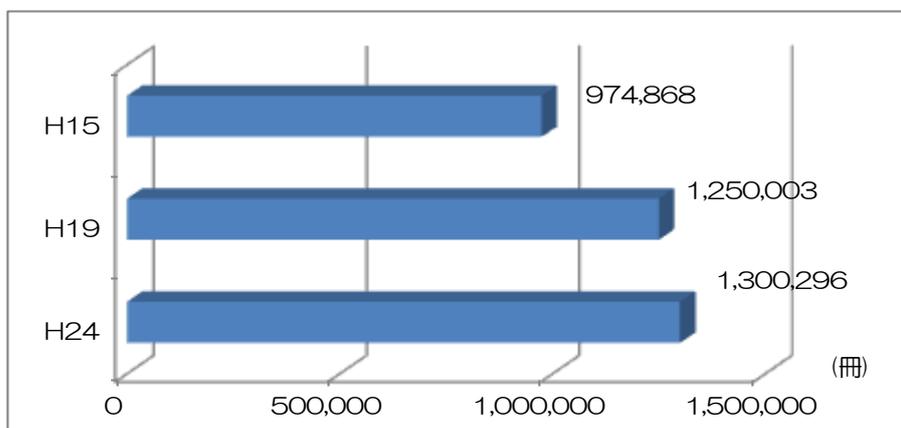
＜公立図書館における職員数（非常勤職員・臨時職員を含む）の推移＞



＜公立図書館職員における司書等の割合推移＞



＜公立図書館における児童図書蔵書冊数の推移＞



「図書館・公民館図書室等実態調査」

ア 県内の市町村立図書館の設置率は、H15年度と比較して約8%の増加が見られます。また、県内の公立図書館における児童書の冊数も増加しており、県及び市町村において、読書活動推進に係る図書整備が進んでいます。

イ 公立図書館の職員数は、増加傾向にあるものの、司書等の占める割合は減少傾向にあります。

ウ 公立図書館間における蔵書や職員体制についての格差がまだあることから、公立図書館の間におけるさまざまなネットワークの充実が一層求められます。

エ 学校図書館担当者や公立図書館司書等の研修会の開催により職員の資質の向上を図っています。さらに、職員対象の研修機会と内容の充実を図りながら継続していく必要があります。

(4) 県の取組の方向性

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 県立図書館児童室における蔵書等の充実を図ります。
- 国庫委託事業等、各種助成事業等の情報提供による支援に努めます。

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

- 県立図書館が中心となり、市町村立図書館職員の資質向上を図るための研修機会の提供や、県と市町村の図書館等のネットワーク化を図ります。

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- 特色ある活動を行っている図書館や学校、地域に関する情報提供による支援に努めます。

(5) 市町村に期待される取組

読書活動に関する住民のニーズを的確に把握し、その実現に向けた取組を推進することが期待されます。

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 図書館資料の整備・充実
- 移動図書館車による児童サービスの充実
- 図書館未設置町村の図書館整備の取組や公民館図書室等の施設・設備の充実
- 図書館及び公民館図書室等のバリアフリー化等の施設・設備の充実や障がいのある子どもに対するサービスの充実
- 図書館司書の配置促進や研修機会の充実
- 子ども向けの読書に関する積極的な情報提供や魅力ある児童図書の配架など、子どもが楽しく有意義に図書館を利用できるような環境づくりの取組

イ 家庭、地域、学校等が連携・協力した取組の推進

- 学校や地域の読書ボランティアに対する専門的な視点からの活動支援とネットワーク形成

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- 子どもによる読書を通じた社会参加活動の情報や機会の提供

2 学校図書館の整備・充実

(1) 学校図書館の役割

学校図書館は、子どもの日常生活において最も身近に本とふれあうことのできる場所です。それゆえ、子どもの豊かな読書経験を支えていくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味関心に応える魅力的な図書館資料を整備・充実させていくことが必要です。また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間において、多様な学習活動を展開し、言語能力を育成するためにも、学校図書館を充実していくことが求められています。

このように、学校図書館は子どもの想像力を培い、豊かな心をはぐくむ「読書センター」としての機能を果たすとともに、子どもの主体的な学習活動を支援する「学習情報センター」としての機能を果たすことができるよう、今後一層、図書館資料、施設・設備等の諸条件を整備・充実していく必要があります。

学校図書館の運営に当たっては、学校図書館の活用方策や読書活動の推進方策等について、学校長のリーダーシップのもと、司書教諭等が中心となって先進的な事例を収集したり、全教職員による共通理解を図ったりすることが必要です。また、保護者や地域のボランティア、公立図書館等との連携を進めながら具体的な取組を進めていくことも求められます。

さらに、児童会や生徒会活動の中で取り組まれている図書委員会等の活動の中で、子ども自身のアイデアを活かして自主的・実践的な活動を行うことができるよう、計画的に指導することが大切です。

(2) これまでの県の主な取組

ア 学校図書館図書標準※に基づく図書整備率の向上に取り組んできました。

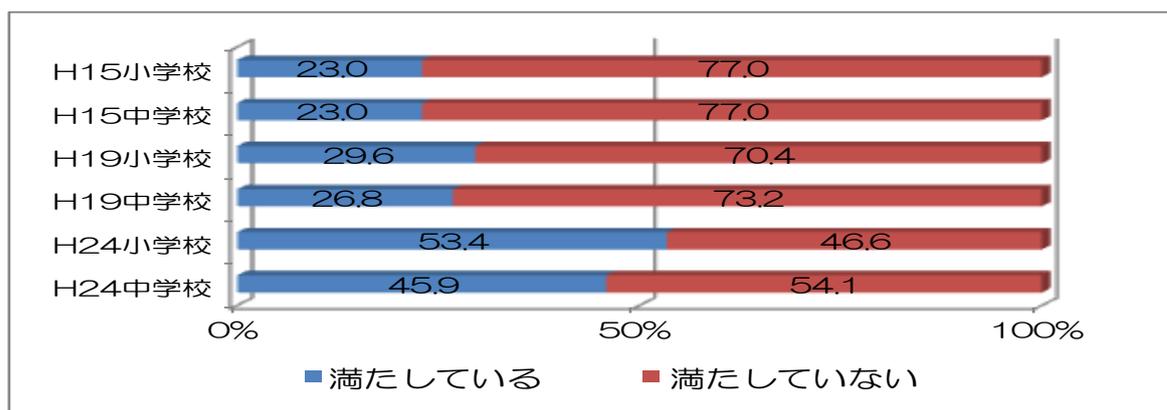
イ 司書教諭の配置拡充の検討を進めてきました。

ウ 県立学校の蔵書のデータベース化を進めました。

(※公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定められたもの。)

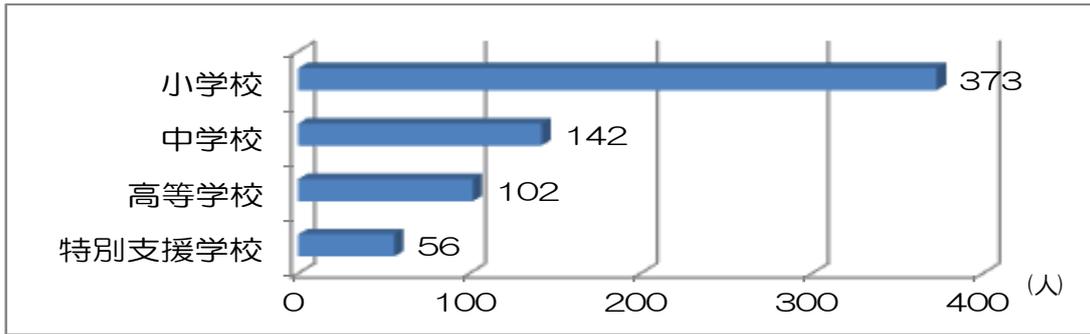
(3) 学校図書館等の整備・充実の現状と課題

＜学校図書館における図書標準目標を満たしている学校割合の推移＞

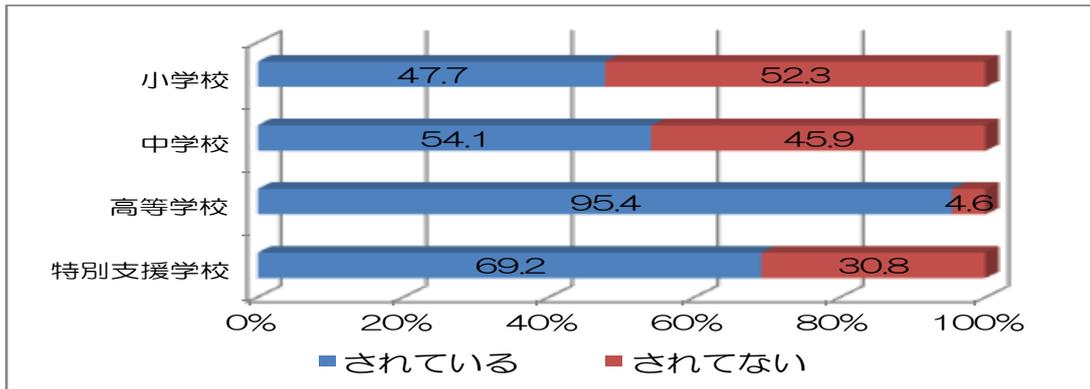


「学校図書館の現状に関する調査」

<学校図書館司書教諭有資格者数>



<学校図書館における蔵書のデータベース化状況>



「平成 24 年度学校図書館の現状に関する調査」

ア 本県では、学校図書館の蔵書数が「標準冊数」を満たしている公立学校の割合は、平成 15 年度は、小・中学校とも 23%となっていました。平成 24 年度は、小学校が 53.4%、中学校が 45.9%へと向上しています。

しかし、全国と比べ図書標準達成校率はまだ低い状況にあります。学校図書館の蔵書数が「標準冊数」を満たすよう、図書整備率の向上に一層努める必要があります。

イ 学校図書館司書教諭の配置は、学校図書館法に準じて 12 学級以上の学校に学校図書館司書教諭有資格者を小・中学校、高等学校に配置（100%）することができます。

12 学級規模に満たない全ての学校にも、子どもの読書活動の専門的な指導を行う学校図書館司書教諭を順次配置できるよう、有資格者の育成に努めていく必要があります。

また、学校図書館の運営・活用を担う専任学校図書館司書教諭の配置や、兼任であっても学校図書館経営に携わることができるよう負担軽減が求められているところです。

ウ 県立高等学校においては、全ての蔵書をデータベース化した学校が、95.4%と着実に増えてきていますが、さらに、蔵書全てのデータベース化を引き続き進めていくことが求められます。また、小・中学校については、蔵書データベース化が半数ほどにとどまっていることから、今後も引き続きデータベース化の推進を図っていく必要があります。

(4) 県の取組の方向性

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 学校図書館図書標準に基づく図書整備率の向上に取り組めます。
- 司書教諭の配置拡充の検討を進めます。

○ 県立学校の蔵書のデータベース化を進めます。

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

○ 学校と読書ボランティア、公立図書館等をコーディネートするネットワーク体制を整備することを通して、学校における読書活動推進を支援します。

- ・ 公立図書館間の相互協力や各教育事務所を中心とした広域的支援体制の充実
- ・ 学校図書館の環境整備に関する研修会の提供や団体育成
- ・ 読書ボランティア団体を対象としたスキルアップの機会の提供や団体育成
- ・ 学校図書館担当者と読書ボランティア、学校図書館ボランティア等との情報交換機会の提供

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

○ 子どもの主体的な図書委員会活動等に関する情報提供に努めます。

(5) 市町村に期待される取組

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 学校図書館図書標準に基づく図書整備率の向上
- 司書教諭有資格者の配置拡充の検討
- 市町村立学校の蔵書のデータベース化の推進

イ 家庭、地域、学校等が連携・協力した取組の推進

- 市町村内または教育事務所管内での連携・協力の奨励
- 学校図書館と読書ボランティアのコーディネート

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- 学校図書館と読書ボランティアのコーディネート
- 子どもの主体的な図書委員会活動等に関する情報提供

第3章 関係機関等との連携協力及び推進体制の整備・充実

1 関係機関等との連携協力

(1) これまでの県の取組

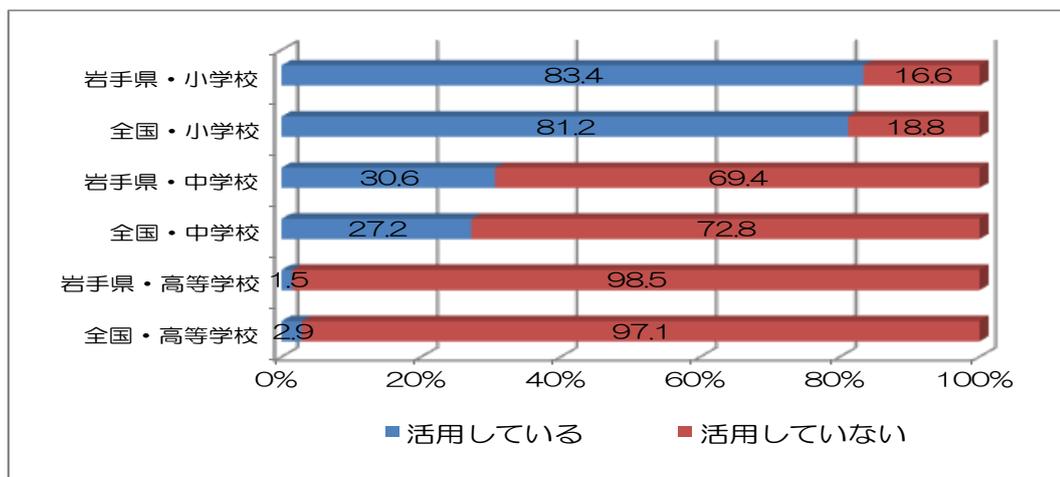
ア 県立図書館は、市町村立図書館との情報の共有化を図るため、ネットワークの構築を進めてきました。

イ 学校図書館と地域の図書館等との連携協力の事例を紹介するなど、情報提供に努めました。

ウ 読書活動を推進するNPOやボランティア団体等に対する活動支援及びネットワーク形成の促進を図りました。

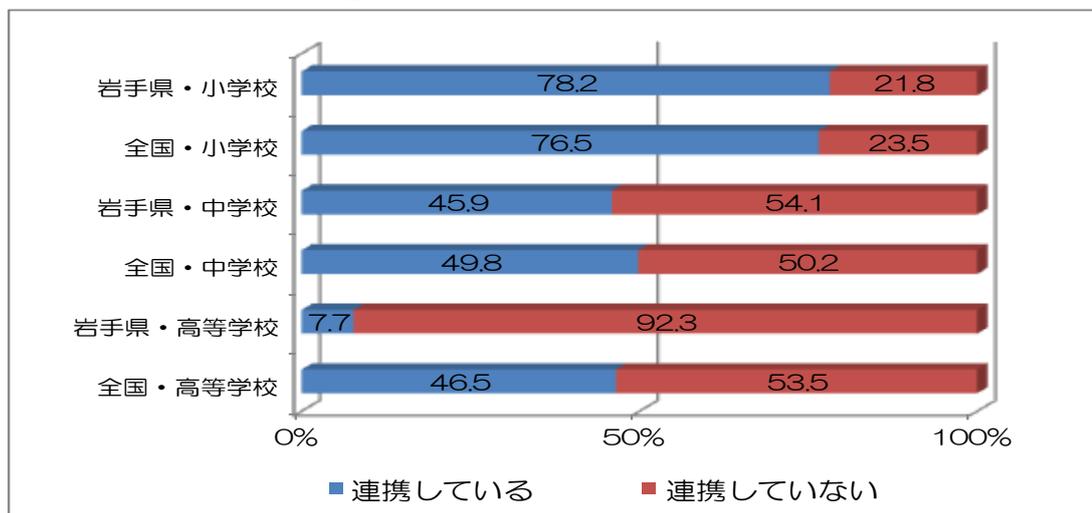
(2) 関係機関等との連携協力の現状と課題

<学校におけるボランティア活用割合・全国平均との比較>



「平成24年度学校図書館の現状に関する調査」

<学校における公立図書館との連携割合・全国平均との比較>



「平成24年度学校図書館の現状に関する調査」

ア 小・中学校においては、ボランティアを活用する学校や、公立図書館と連携する学校が増えてきています。

イ 高等学校においては、ボランティア活用の割合及び公立図書館との連携割合が低い状態です。学校の実態やニーズを考慮したうえで、有効な連携の工夫が求められます。

ウ ボランティアと学校をコーディネートするにあたっては、教育事務所や公立図書館等が大きな役割を担っています。市町村域をこえたボランティア団体同士のネットワークが確立しつつあることから、団体相互の交流と連携の一層の推進を通して、ボランティア団体によるコーディネート体制を構築する必要があります。

また、子どもの読書活動推進及び学校支援の視点から、県立図書館と市町村立図書館等との相互協力の一層の充実も求められます。

(3) 県の取組の方向性

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

○ 県立図書館は、市町村立図書館等と連携し、図書館相互の協力による図書館サービスの向上に努めます。

○ 学校図書館と地域の図書館等との連携協力の事例を紹介するなど、情報提供に努めます。

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

○ 読書活動を推進する NPO やボランティア団体に対する活動支援及びネットワーク形成の促進を図ります。

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

○ 読書推進に関係する機関や団体との連携のもと、子どもが読書ボランティアとして活動するための学びの場や活動機会の提供に努めます。

(4) 市町村に期待される取組

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

○ 児童書の充実と団体貸出の促進

○ 公立図書館職員の学校訪問による子どもたちや教職員への支援

○ 総合的な学習の時間をはじめとする子どもの学習活動に対応した図書館サービスの充実

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

○ 関係機関、団体等との定期的な連絡会等の開催

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

○ 子どもの主体的な図書委員会活動等に関する情報提供

2 推進体制の整備・充実

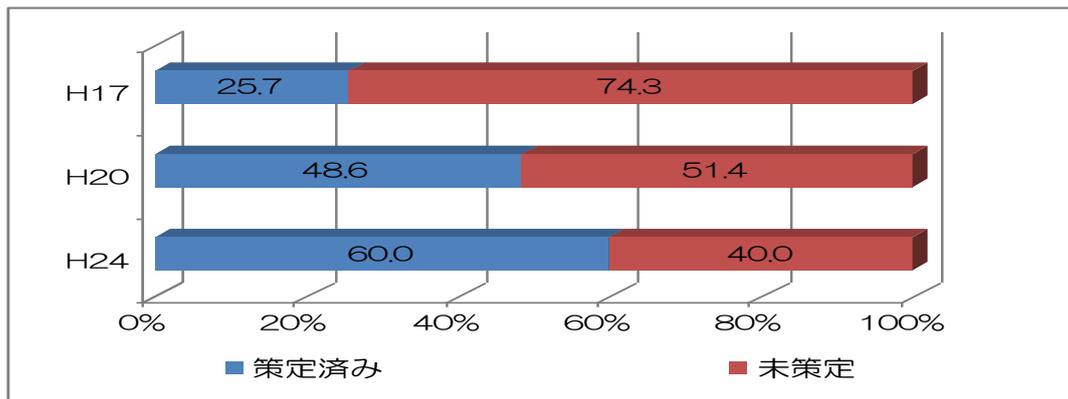
(1) これまでの県の取組

ア 関係する機関や団体の代表者等で構成する「岩手県子どもの読書活動推進委員会」を設置し、市町村と連携協力しながら、本計画の具体的な推進方策の検討、進捗状況の評価、改善のための協議等を行い、施策の推進を図ってきました。

イ 各教育事務所が中心となり、所管する市町村の子どもの読書活動推進や体制整備に努めてきました。

(2) 推進体制の現状と課題

＜県内各市町村における子どもの読書推進計画策定状況の推移＞



「都道府県及び市町村における子ども読書活動推進計画の策定状況に関する調査」

- ア 県内の市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定状況は、平成 17 年度の 25.7%から、平成 24 年度には 60.0%へと年々増加している傾向にあります。
- イ 平成 16 年度より岩手県子どもの読書活動推進委員会を設置し、本県における子どもの読書活動の推進について、総合的な施策の推進を図ることができました。
- ウ 各教育事務所で子どもの読書推進体制の整備を進めることにより、地域全体に読書活動の広がりが見られるようになってきました。

(3) 県の取組の方向性

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 今後とも、関係する機関や団体の代表者等で構成する「岩手県子どもの読書活動推進委員会」を設置し、市町村と連携協力しながら、本計画の具体的な推進方策の検討、進捗状況の評価を行うなどして、改善のための協議等を行い、施策の推進を図ります。
- 市町村等の協力を得ながら、子どもの読書活動状況調査を行い、推進状況の把握に努めます。

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

- 各教育事務所が中心となり、所管する市町村の子どもの読書活動推進のための体制整備に努めます。
- 読書活動を推進する NPO やボランティア団体に対する活動支援及びネットワーク形成の促進を図ります。

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- 特色ある活動を行っている図書館や学校、地域に関する情報収集に努めます。

(4) 市町村に期待される取組

市町村の実態に即した子どもの読書活動推進計画の策定と、総合的な施策を推進するための体制整備

3 連携協力による子どもの読書活動の普及・奨励

(1) これまでの県の取組

- ア 読書活動推進に関する情報や啓発資料を、各種メディアを通して積極的に提供しました。
- イ 市町村との連携協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等を通して読

書活動の重要性について周知啓発に努めました。

ウ 家族で本に親しむことについて、具体的で積極的な取り組みの普及・奨励に努めました。

エ 読書活動推進について、県民全体で考えるフォーラム等を開催しました。

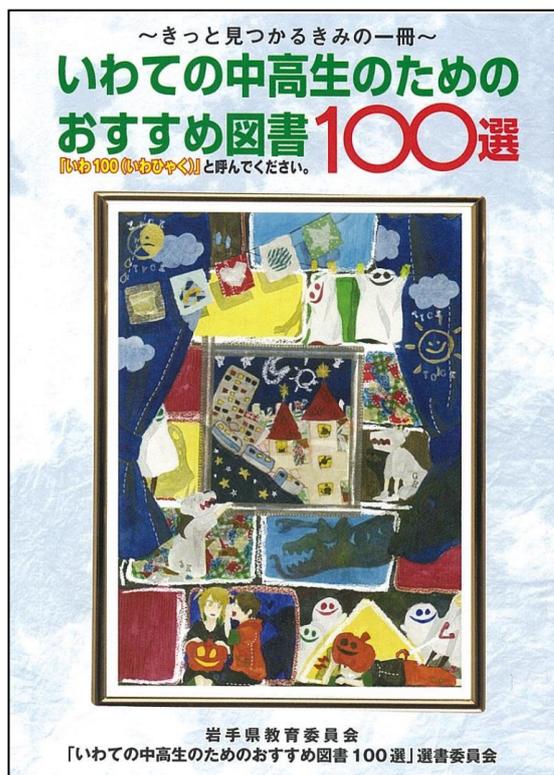
オ 県内各地のさまざまな取組事例の紹介と普及に取り組みました。

(2) 子どもの読書活動の普及・奨励の現状と課題

<第2次岩手県子どもの読書活動推進計画リーフレット>



<いわての中高生のためのおすすめ図書 100選>



ア 子どもの読書活動推進に関する資料やブックリストの配布、各種メディアの活用等を通じて、家庭や地域における読書活動の取組や読書活動の大切さ等を紹介し、読書が家庭生活の中に位置づけられるように、読書活動に関する普及・奨励に取り組んできました。また、家庭教育と連携し、家庭における読書習慣への取組や幼児期からの読書運動を紹介し、読書活動の普及・奨励を進めてきました。

今後も引き続き、読書活動の推進に関する情報や啓発資料等を提供する必要があります。

イ 優れた実践活動等の紹介を通して読書活動を推進しました。さらに、生活の中に読書を位置づける視点からの普及・奨励が求められます。

ウ 学校教育や家庭教育、青少年教育、成人教育等のあらゆる分野との連携を図る読書推進のための施策が必要です。特に、生涯学習の視点から読書活動の推進を考える必要があります。

(3) 県の取組の方向性

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

○ 市町村との連携協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等を通して読書活動の重要性の周知啓発に努めます。

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

○ 読書週間や子ども読書の日の機会を捉えたり、教育振興運動の取組を活用したりすることを

通して、より具体的で積極的な実践の普及・奨励に努めます。

- ・ 家庭教育や子育てに関する学びの場等における周知、実践
- ・ 子育て支援団体や青少年健全育成団体等の関係機関団体との連携のもとでの周知啓発

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- 県内各地のさまざまな取組事例の紹介と普及に取り組みます。

(4) 市町村に期待される取組

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 読書活動推進に関する身近な情報や啓発資料等の提供
- 家庭教育学級等における、子どもの読書活動の重要性に関する学習機会の提供

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

- 教育振興運動等における読書活動の推進

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- 特色ある地域の読書推進活動に関する情報の提供